

## 優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

### 原材料価格高騰対応等緊急保証が10月31日スタート

原油に加えて様々な原材料の高騰など厳しい経営環境におかれている中小企業に対して、新たな保証制度がスタートしました。

#### ポイント

対象※	指定業種を営み、売上減少や仕入価額高騰（転嫁困難）を受けている中小企業者
借入限度額	2億8千万円（うち無担保8千万円）
保証	保証協会が100%保証
保証料率	年0.8%以下
保証期間	10年以内（据置期間1年以内）
期限	10月31日から1年半

#### ※対象となる中小企業者

以下のいずれかの要件に当てはまる方が対象となります。

- ・指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者。
- ・指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
- ・指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間（算出困難な場合は直近決算期）の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者。

#### (計算例)

最近3か月の平均売上総利益率が33%で、前年同期比が35%だった場合

$$(35 - 33) / 35 \times 100 = 5.7\%$$

$$5.7\% \geq 3\% \quad (\text{認定基準クリア})$$

上記は包括的要件であり、実際の保証は各保証協会により異なります。また、借入金の金利等、各種条件も金融機関により異なりますので、それぞれの保証協会・金融機関に確認が必要です。

商品・原材料相場の一部は一時より相当下落してきたようですが、中小企業がそれらを楽しむには至っておりません。また、外部環境の冷え込み、特に国内外の新規設備投資や住宅着工が1～3年程度低迷する可能性を視野に入れた資金計画が必要です。転ばぬ先の杖として、現状では借入れの必要が無い企業であっても、借りられるタイミングに借りておくというのも戦略の一つかもしれません。